

許可・委託

委託

根拠法令	解説
廃掃法 (市町村の処理等) 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、一般廃棄物を収集し、これを運搬し、及び処分する一義的責任を負う。 処理には、直営、委託及び許可の形態がある。 委託の基準は政令で定められている。（廃掃法施行令第4条P-28） 「委託」とは、市町村の責任において収集及び運搬の業務を市町村以外の者を行わしめることで、経費やサービスの質の確保等を総合的に勘案して行われる。
廃掃法施行令 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準) 第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。 受託者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。 	

根 拠 法 令	解 説
六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。	
七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。	
八 委託契約には、受託者が第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。	
九 第7号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第2条第1項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。 イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。 (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量） (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 (4) 処分又は再生を開始する年月日 ロ 一般廃棄物の処分又は再生を1年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。 (特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準) 第4条の2 法第6条の2第3項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。	

1. 一般廃棄物処理計画

根 拠 法 令	解 説
<p>一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第3条第1号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p> <p>(2) 特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 運搬車及び運搬容器は、特別管理一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないこと。</p> <p>ハ 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理一般廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 感染性一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。</p> <p>ヘ 感染性一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。</p> <p>ト 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第3条第1号ホ(2)及び(3)の規定の例によるほか、次によること。</p> <p>(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所で</p>	

根 拠 法 令	解 説
<p>あることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。</p> <p>(2) 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>チ 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。ただし、第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りでない。</p> <p>リ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト(2)及び(3)並びに第3条第1号トの規定の例によること。</p> <p>二 特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たつては、前号イ(1)並びに第3条第1号イ及びロ並びに第2号イの規定の例によるほか、次によること。</p> <p>イ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト(2)及び(3)並びに第3条第1号トの規定の例によること。</p> <p>ロ 第1条第2号又は第3号に掲げる廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>ハ 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>三 特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行つてはならないこと。</p>	

根 拠 法 令	解 説
<p>四 特別管理一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてならないこと。</p> <p>(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第4条の3 法第6条の2第3項 の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第4条（第8号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。 二 受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。 三 委託契約には、受託者が前2号又は第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。 <p>(事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第4条の4 法第6条の2第7項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。 二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。 <p>(一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)</p> <p>第4条の5 法第7条第2項 に規定する政令で定める期間は、2年とする。</p>	

根 拠 法 令	解 説
(法第 7 条第 5 項第 4 号 ハの生活環境の保全を目的とする法令) 第 4 条の 6 法第 7 条第 5 項第 4 号 ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 大気汚染防止法 二 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号） 四 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号） 五 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 六 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号） 八 ダイオキシン類対策特別措置法 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (法第 7 条第 5 項第 4 号 ヘ、リ及びヌの政令で定める使用人) 第 4 条の 7 法第 7 条第 5 項第 4 号 ヘ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所） 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの (一般廃棄物処理業の許可の更新期間) 第 4 条の 8 法第 7 条第 7 項に規定する政令で定める期間は、2 年とする。	
廃掃法施行規則 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)	
第 2 条 法第七条第一項 ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者 (以下略)	